

にこにこスマイル通信

発行/しゅはら鍼灸整骨院

〒621-0043 京都府亀岡市千代川町小林西芝 92-11

ホームページ http://www.niconico-smile.com

50771-25-8587

2013年も残りあと1カ月を切りましたね!今年も様々なことがありました。おめでたいことといえば、「富士山が世界遺産に登録」とか「2020年の東京オリンピックが決定」したことが記憶に新しいですよね。今年は皆様にとってどんな年でしたでしょうか?そんな年の瀬ですが、一年の間で最も夜が長くなる日、「冬至」があります。本格的な寒さも「冬至」くらいからと言われますよね。そんな冬至には昔から2つの風習があります。ひとつは「かぼちゃを食べる」。もうひとつは「柚子湯に浸かる」ですね。なぜ「かぼちゃ」なのかと言いますと、"かぼちゃを食べると運がつくから"と言われているからなんだそうです。もうひとつは柚子湯ですが、「冬至(とうじ)の日に湯治(とうじ)をして、柚子の風呂に浸かって体が息災であれば、融通(ゆうずう)が利くようになる」といった願かけをしていたとも言われます。何かと語呂合わせが優先されているようなイメージですが、実際にかぼちゃは「ビタミンA」や「カロチン」が豊富で、風邪予防にも効果的です。柚子湯はゆずの果皮に含まれる「クエン酸」や「ビタミンC」によるリラックス効果、美肌効果、腹痛、神経痛、リュウマチなどにも効くそうですよ。

冷え性改善対策

寒い冬を元気に過ごして頂く為、当院では、「健康特等席(遠赤外線治療器)」や、「女子カアップ!腹巻き付きパンツ」・「究極のウール巻きスカート」・「発熱足首ウォーマー」など、皆様のいきいき!はつらつ!健康増進のお手伝いができる提案もご用意しておりますので、お気軽にスタッフまでお声かけくださいね!冷え性改善で女子カアップ! して健康に美しく(健康=美)をめざしましょう!

保険治療について

整骨院で健康保険が適用されるのは、捻挫、打撲、挫傷(肉ばなれ)、骨折、脱臼と判断された場合や、筋肉、関節、靱帯のケガ等で原因がはっきりしている場合です。負傷原因をくわしくお伝えくださいますようご協力お願いします。慢性の肩こり、頭痛、慢性腰痛、神経痛などは、健康保険適用外となりますが、実費(骨盤矯正、全身調整、ポイント鍼など)にて治療が可能です。仕事中および通勤途中のケガは労災保険適用、交通事故は自賠責保険の適用になります。健康保険等から、ご自宅に治療内容のお問い合わせの郵便や電話が来る事があります。その際、あいまいな回答で提出されますと健康保険不適合とみなされる場合がありますので、お手数ですが、当院までお問い合わせ頂き治療内容を確認後、適切に解答し提出をお願いいたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

むち打ち治療協会からお知らせ

当院はむち打ち治療の専門家として一般社団法人「むち打ち治療協会」の認定院です。ご自身やご家族、お知り合いの方で交通事故によるケガでお困りの方がおられましたら、些細なことでもお気軽に当院にご相談下さい。お出かけの際は時間に余裕を持って安全運転を心がけましょう。凍結や雪が降る前に早めに冬用タイヤにはき替えをお勧めします。交通事故で来院された方に当院が紹介されている書籍「マンガで知る! むち打ち症を治すための 8 つの鍵」を差し上げています。事故はいつおこるか分かりません、待合室に、持ってて安心! むち打ち症の治療から保険のことまで「交通事故に遭ってしまったら」小冊子を置いていますのでご自由にお持ち帰り頂き、一読してから車のダッシュボードなどに入れてお守りとして下さい。交通事故の治療は専門家である当院におまかせ下さい。

年末年始休診のお知らせ

年末は12月28日(土)午後12:00まで受け付けさせていただきます。

平成26年は1月6日(月)より平常どうり診療いたしますので何卒ご了承ください。